



地方議会の環境整備に向けて

全国町村議会議長会

会長 松尾文則

(佐賀県有田町議会議長)

地方自治の振興発展と住民福祉の向上のため、日夜、献身的に職務に遂行されておられる皆様に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます

私が会長に就任して早や一年が経過しようとしておりますが、この間、全国の町村議会において懸念されている議員のなり手不足問題を本会活動の最重要課題の一つと位置付けて取り組んで参りました。

これまで、総務省に設置された「地方議会・議員のあり方に関する研究会」では、今後の地方議会・議員のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策等の検討が行われ、その審議結果を受け、内閣総理大臣の諮問機関である「第32次地方制度調査会」におきまして、将来の地方行政体制のあり方に係る課題として議論がなされております。

それぞれの会議において、私は、町村議会の実情を踏まえ、兼業禁止規定の緩和、低額な町村議員報酬を改善するための地方財政措置の充実といった事項について改善すべき点として指摘して参りましたが、こうした中、かねてから本会が要請しておりました町村議会議員選挙における選挙運動用の自動車や選挙ポスターを選挙公営の対象とする公職選挙法の一部改正が6月8日に成立いたしました。

これも多様な人材の議会参画によるなり手確保の方策として総力を挙げて活動してきたものであり、関係各位のご協力に深く感謝申し上げます次第であります。

今後、さらなる制度改正によって、地方議会における環境整備が進展することで地方議会の活力向上に繋がることを期待するものであります。

地域住民に最も近い存在である町村議会が、それぞれの町村の将来について議論を戦わせ、実のある将来設計をし、町村の団体意思の決定者としてリーダーシップを発揮していくことができるよう、引き続き全力投球する所存です。

一方、去年は、8月九州北部豪雨、台風15号、19号と立て続けに大きな自然災害に見舞われ、被災地の市町村では、懸命な復旧・復興活動が行われました。

また、今年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大により、全国各地の地方公共団体では、感染拡大防止に向けた対策が講じられております。

まさに危機管理の重要性が問われることとなり、今後起こりうる事態のあらゆる想定、迅速かつ的確な対応、情報公開の徹底が求められます。

本会といたしましても、こうした事態に対し、住民生活の安心と安全を確保する役割を適切に果たすべく活動していく所存です。

本会では、こうした要請活動に加え、町村議会の資質向上に向けた各種研修会の実施、町村議会の実態に係る調査・研究を行っておりますが、全国市町村振興協会が実施しているまちづくり事業等への資金貸付、全国的視野に立った地域振興策への助成、災害対策関連支援は、市町村の振興発展にとりまして、ますます重要となってくるものと確信しております。

私どもも、全国の各地域が着実な歩みを進めていくことができるよう、地域の実情を最も熟知されている皆様方とともに、市町村の振興発展に向け、活動して参ります。

終わりに、地方自治に携わる皆様のご活躍を祈念しまして挨拶といたします。

地方行財政の課題

総務事務次官 黒田 武一郎

振り返ると昨年は平成から令和へと時代が変わり、新たな気持ちでの歩みが始まる中、大規模な台風災害等が発生する一方で、ラグビーワールドカップでの日本チームの活躍など、多くの明るい話題もあった。そして、翌年にはいよいよ2020東京オリンピック・パラリンピックを迎え、スポーツの力が、我が国をますます元気づけてくれることが期待されていた。

しかし、今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の全世界での拡大により、状況は激変した。

本テーマについても、例年は、3月に開催される都道府県市町村振興協会事務局長会議における講演録として収録されている。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、会議は中止とされたことから、本稿は寄稿という形をとっていることそのものが、現在の特異な状況を象徴している。

本稿においては、まず、地方行財政を取り巻く様々な課題に重点を置いて整理した上で、それらに対処するために講じられた令和2年度地方税制改正及び地方財政計画について、簡潔に整理することとする。

あわせて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が我が国の社会経済に及ぼす影響等への対応のためにどのような対応を講じているかについて、現時点における状況を整理することとする。新型コロナウイルス

感染症は、発生が確認されて以来パンデミックに至る中で、そのもたらす状況は時々刻々と変化してきている。したがって、本稿で言及した内容はあくまでも執筆時点のものであることについて、あらかじめお断りしたい。

1. 地方行財政を取り巻く課題

(1) 防災政策

最近の災害の激甚化、多様化、多発化等を踏まえると、国民の安心・安全を確保する観点から、防災・減災、国土強靱化をはじめとする防災対策の推進が大きな課題である。

資料1のとおり、我が国は戦後、大きな災害に直面するたびに、その教訓を踏まえて防災政策の拡充を行ってきた。

防災1.0とあるが、1959年の伊勢湾台風は、防災についての統一的な制度・体制がないという問題点を浮き彫りにするものであったことから、それを教訓として、災害対策基本法が制定され、中央防災会議の設置や防災基本計画が作成されることとなった。

その後の防災2.0は、阪神・淡路大震災への対応がポイントとなった。夏の台風や大雨による災害への対応を前提として作られた当時の災害法制の体系では、我が国においてはいつでも発生しうる地震災害に対しては不備があること、また、政府の危機管理体制等に問題があったことから、様々な制度的な改善が講じられた。

そして、防災3.0は、東日本大震災への対応である。「想定外」という言葉が何度も使われたことは記憶に新しいところである。最大クラスを想定した災害への備えや、原子力政策の見直しが図られた。

そして、地球温暖化に伴う気候変動がもたらすとされる災害の激甚化に備えて、現在は、防災4.0という新たなフェーズと向かいあっている。昨年10月の台風第19号なども、海水温が高い状態を保つ中で、強力な勢力を維持したまま日本列島を直撃するというものであった。

戦後の防災1.0のあとの昭和の高度成長期においては、様々な災害は発生したものの、幸いなことに、それなりに対応をすることができた。一方、平成は戦争のない平和な時代であったが、同時に災害への対応に追われた時代でもあり、フェーズは2.0から4.0までを余儀なくされ、それが令和の時代にも続くという状況となっている。

資料2は、今後、防災・減災、国土強靱化の観点から特に留意すべき災害の例として、発生が懸念される主な大規模地震について整理したものである。我が国は、4つのプレートに囲まれ、世界の地震（M6以上）の約2割が発生す

るなど、地震の多発する国である。

また、我が国には、約2,000の活断層があると言われている。ここでは、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の3つが示されている。

これは地震の例であるが、昨年台風第19号災害でもハザードマップで想定した最大の浸水被害が現実化するなど、それらへの対応も待たなしといえる。





私たちは、このような大災害等に備えつつ、日常の行政サービスの向上も図るというバランスが常に求められている。

資料3のとおり、地震に対応するためには、防災拠点や避難場所等となる公共施設の耐震化が必要である。これまでも着実に取り組んできたところであるが、熊本地震でも住民サービスを提供するための中核拠点である庁舎が使えなくなったように、庁舎の耐震化は他の施設に比べて進捗が遅れているなどの問題がある。

さらに、資料4のとおり、インフラの老朽化が進んでいる。過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるが、一方では、地方財政は依然として厳しい状況にあり、人口

資料 1

戦後における災害の教訓を踏まえた防災政策の歩みと「防災4.0」

<p>「防災1.0」</p> <p>1959年（昭和34年） 伊勢湾台風</p> <p>（大規模な台風による多数の人的・物的被害）</p> 	<p>防災に関する統一的な制度・体制の不在</p> <p>災害対策基本法の制定 ・中央防災会議の設置 ・防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成</p>
<p>「防災2.0」</p> <p>1995年（平成7年） 阪神・淡路大震災</p> <p>（住宅の倒壊やライフラインの寸断、交通システムの麻痺、多数の被災者の発生など都市型災害による甚大な被害）</p> 	<p>政府の危機管理体制の不備、初動対応における課題</p> <p>官邸における緊急参集チーム設置など政府の初動体制の整備</p> <p>耐震化が不十分な建築物の倒壊等による多数の被害 生活再建等を行えない被災者が多数存在</p> <p>建築物の耐震改修促進法の制定（平成7年） 被災者生活再建支援法の制定（平成10年）</p>
<p>「防災3.0」</p> <p>2011年（平成23年） 東日本大震災</p> <p>（わが国の観測史上最大の地震、大津波の発生による甚大かつ広域的な被害）</p> 	<p>最大クラスを想定した災害への備え不十分</p> <p>大規模地震の被害想定・対策の見直し、「減災」の考え方を防災の基本理念として位置付け、想定しうる最大規模の洪水等への対策（水防法改正）</p> <p>自然災害と原子力災害の複合災害への想定が不十分</p> <p>原子力規制委員会発足など原子力政策の見直し（平成24年）</p>
<p>「防災4.0」</p> <p>地球温暖化に伴う気候変動がもたらす災害の激甚化</p> 	<p>多様な主体が参画するネットワークとその自律的システムの構築による新たな防災のフェーズ（「防災4.0」）へ</p>

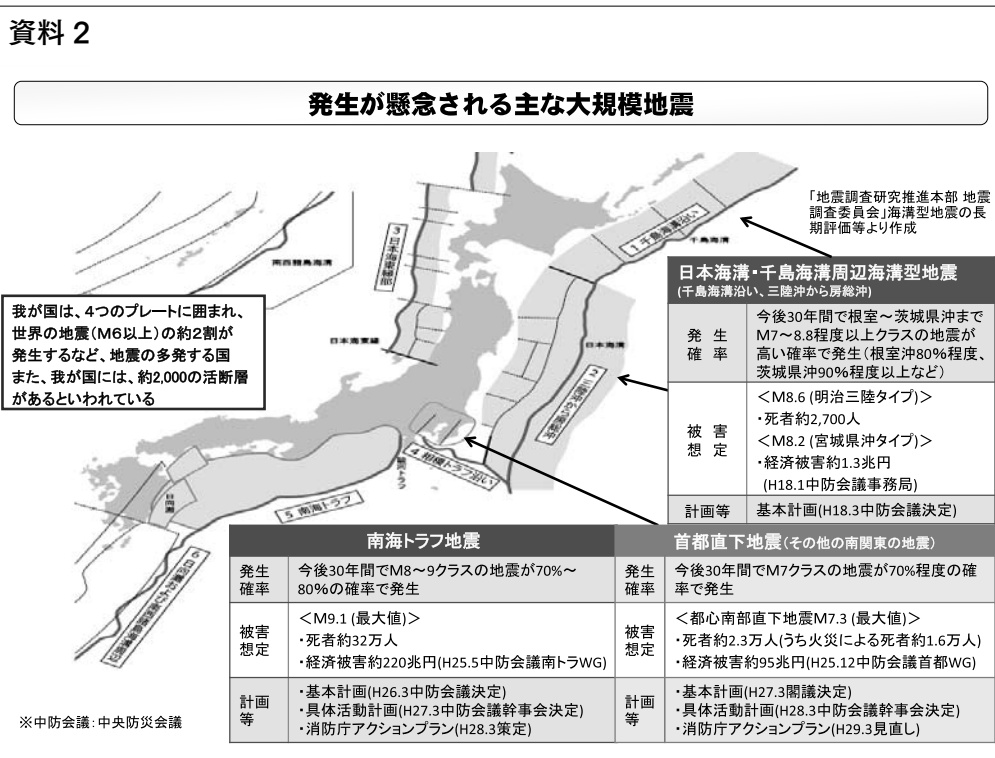
出典：内閣府「防災担当」HP

減少や市町村合併を踏まえて、公共施設全体について、規模や機能の最適化を図っていくことが求められる。そのため、それぞれの地方団体においては、公共施設等総合管理計画、更にはそれに基づく個別施設計画を策定いただき、総合的かつ計画的に管理していただくようお願い

している。特に、水道や下水道等の巨額の投資を必要とするライフラインについては、先を見通した計画的な取組が求められるところである。

(2) 社会保障制度

資料5は、直近の国勢調査である平成27年国勢調査による年齢別人口の割合を整理したもの



資料 3

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況(平成30年3月31日現在)

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」(消防庁)より

○ 災害応急対策の拠点、避難場所等となる公共施設等は、耐震化が必要であり、これまでも着実に取り組んできた。

○ ただし、庁舎の耐震化は、他の施設の耐震化の進捗に比べ、遅れている状況。

■ 施設区分別の耐震率※

施設区分	平成14年3月末	平成30年3月末
文教施設(校舎、体育館)(指定緊急避難場所等に指定)	46.7%	98.5%
診療施設(医療救護施設に位置づけ)	57.5%	91.6%
社会福祉施設	51.4%	88.0%
庁舎(災害応急対策の実施拠点)	47.2%	84.0%
消防本部、消防署所	56.4%	91.5%
警察本部、警察署等	51.0%	86.3%
全体平均(防災拠点となる公共施設等)	48.9%	93.1%

※調査対象となる建築物全体のうち、①昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物、②昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物及び③昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震改修実施済みの建築物の合計の占める割合

である。平成27年国勢調査は、大正9年の調査開始以来、初めて総人口が減少した調査として注目を集めたが、そのほかにも、いくつかの点が注目される。

まず、全国の65歳以上の割合が、26.7%と、全国民の4分の1を超えた。人口減少とともに、

高齢化は着実に進んでいる。そして、前回の平成22年調査では唯一15歳未満の割合が65歳以上の割合を上回っていた沖縄県も、平成27年調査では、65歳以上の割合が上回ることとなった。平均年齢が一番高いのは秋田県である。50.9歳と50歳を超え、65歳以上の割合は33.5%と3分

資料4

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立つて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

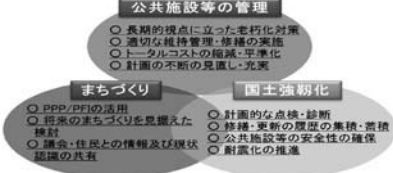
<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成31年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.8%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



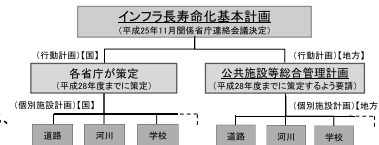
個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※令和2年度までに策定

<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状況や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

- ※ 維持管理・更新等に係る対策
- 次回点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更・複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



資料5

平成27年国勢調査による年齢別人口の割合

区分	割合(%)			平均年齢(歳)
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
北海道	11.3	59.5	29.2	48.3
青森県	11.5	58.6	29.9	48.8
岩手県	12.0	57.5	30.5	48.9
宮城県	12.7	61.7	25.6	46.1
秋田県	10.6	55.9	33.5	50.9
山形県	12.2	57.1	30.7	49.0
福島県	11.3	59.6	29.1	48.2
茨城県	12.8	60.7	26.5	46.4
栃木県	13.1	61.1	25.8	46.3
群馬県	13.1	59.5	27.4	46.7
埼玉県	12.8	62.6	24.7	45.2
千葉県	12.6	61.4	26.1	46.0
東京都	11.3	65.8	22.9	45.0
神奈川県	12.7	63.3	24.0	45.0
新潟県	12.1	58.1	29.8	48.4
富山県	12.4	57.2	30.4	48.2
石川県	13.1	59.0	27.8	46.6
福井県	13.3	57.9	28.7	47.3
山梨県	12.5	59.5	28.1	47.3
長野県	13.1	57.1	29.7	47.9
岐阜県	13.3	58.8	27.9	46.6
静岡県	13.2	59.2	27.6	46.8
愛知県	14.0	62.2	23.8	44.3
三重県	13.1	59.3	27.6	46.7

区分	割合(%)			平均年齢(歳)
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
滋賀県	14.6	61.3	24.1	44.4
京都府	12.3	59.8	27.8	46.4
大阪府	12.6	60.9	26.5	45.9
兵庫県	13.0	60.0	27.0	46.3
奈良県	12.4	59.1	28.5	47.0
和歌山県	12.0	56.9	31.1	48.8
鳥取県	12.9	57.3	29.8	48.2
島根県	12.5	54.9	32.6	49.5
岡山県	13.2	58.2	28.6	46.8
広島県	13.2	58.9	27.9	46.7
山口県	12.3	55.7	32.0	48.9
徳島県	11.7	57.1	31.2	49.1
香川県	12.9	57.1	30.0	48.0
愛媛県	12.4	57.0	30.6	48.5
高知県	11.6	55.5	32.9	49.8
福岡県	13.3	60.5	26.2	45.9
佐賀県	14.0	58.4	27.7	46.8
長崎県	12.9	57.5	29.6	48.2
熊本県	13.4	57.8	28.7	47.5
大分県	12.7	57.2	30.2	48.1
宮崎県	13.5	57.1	29.4	47.8
鹿児島県	13.4	57.3	29.3	48.0
沖縄県	17.2	63.2	19.7	42.1
全国	12.7	60.6	26.7	46.4

【日本の総人口】

平成27年国勢調査人口	平成22年国勢調査人口	増減
127,094,745人	128,057,352人	▲962,607人

平成27年国勢調査において、大正9年の調査開始以来、初めて総人口が減少

の1を超えている。

なお、今年（令和2年）には、次の国勢調査が実施されることとされている。ちょうど開始以来100年目という節目の調査となるところであるが、感染症対策にも十分に留意しつつ、インターネット回答の推進や、多言語化などのバリアフリーに配慮した取組を進め、円滑かつ確実な調査の実施を目指すこととしている。

資料6では、このような人口構造を前提にこれからの人口の動向を推計した場合、その頃には我が国の高齢者の数が最も多くなると見込まれる2040年の姿を示している。団塊の世代に加えて団塊ジュニア世代も高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になると見込まれる。

近年の出生数は、年間100万人にも満たない状態であり、2040年には、この世代が20歳代となる。また、団塊ジュニアの子供が多くの割合を占めると考えられる現在の20歳前後の世代は、団塊といえる塊をつくるに至らない出生数となっていることから、社会保障制度においては、2040年頃をどのように乗り切っていくかが大きな課題である。

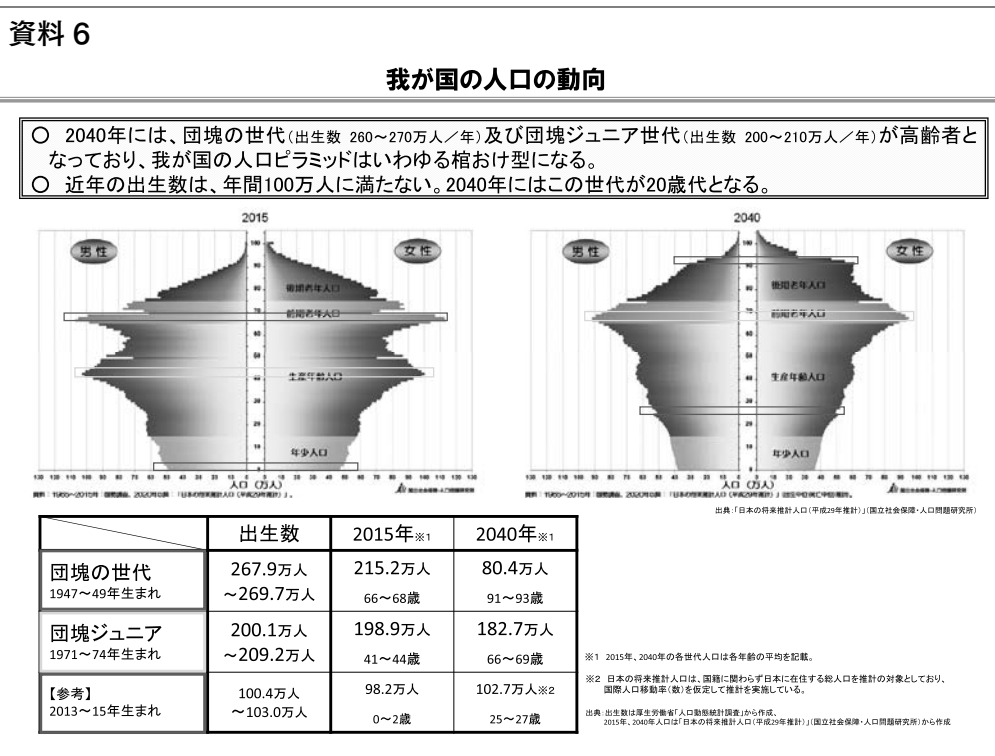
さらに、資料7は、社会保障給付費の推移を示している。これまでも様々な制度的対応がされてきたが、「年金」、「医療」、介護を含む「福祉その他」の経費全てにおいて、給付費は増加し続けている。

資料8は、その財源である。2018年度では、保険料が70.2兆円、公費は46.9兆円であり、公費の財源には、特例公債、いわゆる赤字国債も充てられている。

今後も高齢者数が増加する中であって、給付費についても、抑制のための努力を続けることを前提としてもなお、増加していくことが見込まれる。その財源を安定的に確保して、制度を持続可能性の高いものとして維持し続けるためには、社会保障制度改革について、不断の取組が求められる。

(3) 公営企業の経営改革

資料9のとおり、公営企業においては、今後の急激な人口減少に伴いサービス需要が大幅に減少する見込みである一方で、施設の老朽化に伴う更新需要が増大することから、更に厳しい経営環境に直面することが予想される。しかも、専門的な技術職員等が減少する中、人材の確保



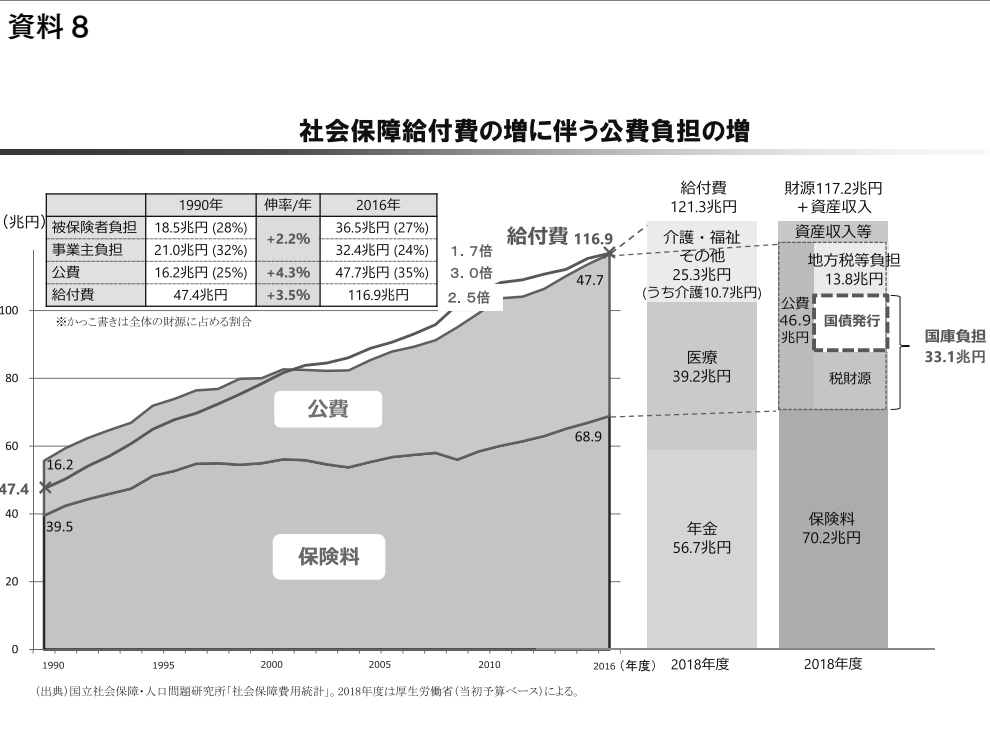
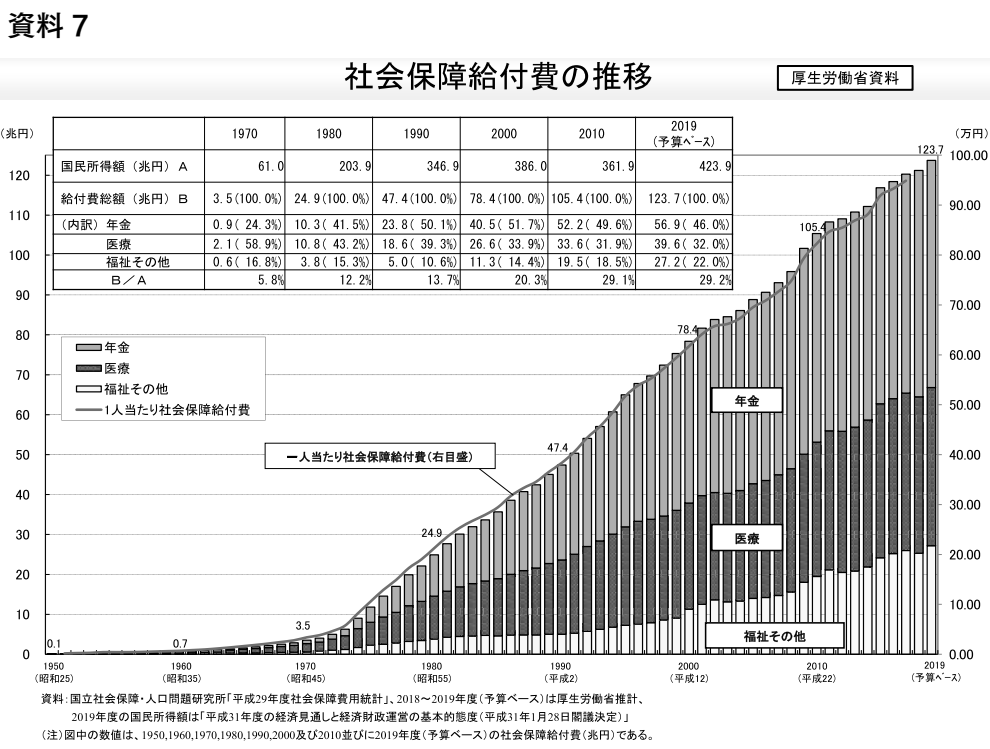
や育成が求められている。

特に、中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念される。

そのため、公営企業が行っている事業の意義、

経営形態等を検証し、事業廃止、民営化、広域化等、民間活用といった抜本的な改革を検討しつつ、中長期の人口減少の推計等も踏まえた投資・財政計画を含む経営戦略の策定を行い、経営改革を進めていくことが求められている。

特に、(1)でも指摘したとおり、巨額の投資を



必要とするライフラインである水道・下水道については、老朽化対策を含めた様々な課題の解決のために、最大限の工夫をしていくことが求められる。

(4) デジタル・ガバメント

今後とも様々な行政課題に最小の経費で効果的に対処していくためには、地方行政そのものも、不断に高度化・効率化していくことが求められる。

その基本的な方向性として示されるものがデジタル・ガバメントである。住民・企業等の利便性の向上と地方公務員も含めての将来の労働力の供給制約への対応を図るため、地方団体における業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、AI・IoT等の取組の推進が求められる。

そして、それらの重要な基盤として早急な整備が求められるのが、マイナンバーカードの普及とその利活用の推進である。

資料10のとおり、デジタル・ガバメント関係会議においては、国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及と利活用を強力に促進するとともに、マイナンバー

の利活用を図るとしている。

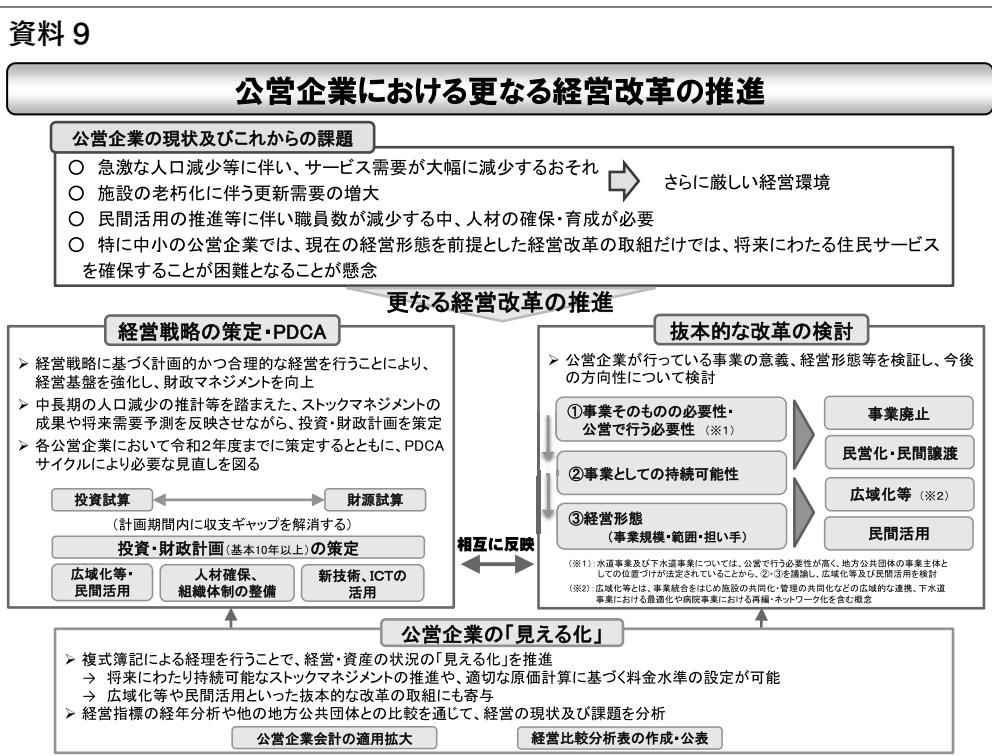
そして、そのための施策として、関係省庁が連携して、令和2年度に予定されている消費活性化策として、「マイナンバーカードを活用したポイント制度」の実施をあげるとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用することとしている。

そのためには、マイナンバーカードの取得や更新を円滑に進めることが前提であり、それぞれの市町村には、交付円滑化計画を策定しての事業実施をお願いしている。

資料11はマイナンバーカードの普及促進の全体スケジュールである。消費活性化策や健康保険証利用を進めることにあわせて、2023年（令和5年）3月末にはほとんどの住民がカードを保有することとしている。

あわせて、マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備として、同様に2023年3月末には、概ね全ての医療機関等での導入を目指すこととしている。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤である。政府においては、分かりやすいメリット等の説明に引き続き努めていくこととしている



が、是非、積極的な利活用についての御理解をお願いしたい。

なお、後述のとおり、新型コロナウイルス感染症を防ぐためには、いわゆる「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底して避けることやいわゆるソーシャルディスタンス（人と人の間で一定

程度の距離を保つこと）が求められている。そのために、対面での事務をできる限り避けるとともに、テレワークの推進をしているところであるが、その中でも、マイナンバー制度の活用の必要性が指摘されている。

そして、地方団体の事務運営そのものについて

資料10

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

令和元年6月4日
デジタルガバメント関係会議資料

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

資料11

マイナンバーカードの普及等の取組について

令和元年12月20日
デジタルガバメント関係会議資料

6月

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定（※第4回会議）

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月

マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承（※第5回会議）

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)		マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年8月	詳細な仕様確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)
一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)
「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進
国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画

カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を発送)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組
関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報
様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

でも、デジタル社会における次世代型行政サービスを推進していくことが求められる。そのためには、地方団体同士で知恵を出し合い、業務プロセスをできる限り工夫しつつ標準化し、それにあわせてシステムの標準化を図ることが重要となる。総務省においても、まず、住民記録システムの標準化について検討するとともに、業務の効率化と両立したセキュリティ対策も検討することとしている。あわせて、自治体クラウドの導入を引き続き促進していくこととしている。

(5) 第32次地方制度調査会

以上のとおり、地方行財政は構造的な様々な課題に直面しているところであるが、地方制度調査会においては、内閣総理大臣からの「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める」との諮問事項についての検討が進められている。

この中で、合併特例法が令和元年度末に期限を迎えることへの対応としては、令和元年10

25日に、更に10年間の単純延長が必要であるとの答申がなされ、これに基づき、合併特例法の改正がなされた。

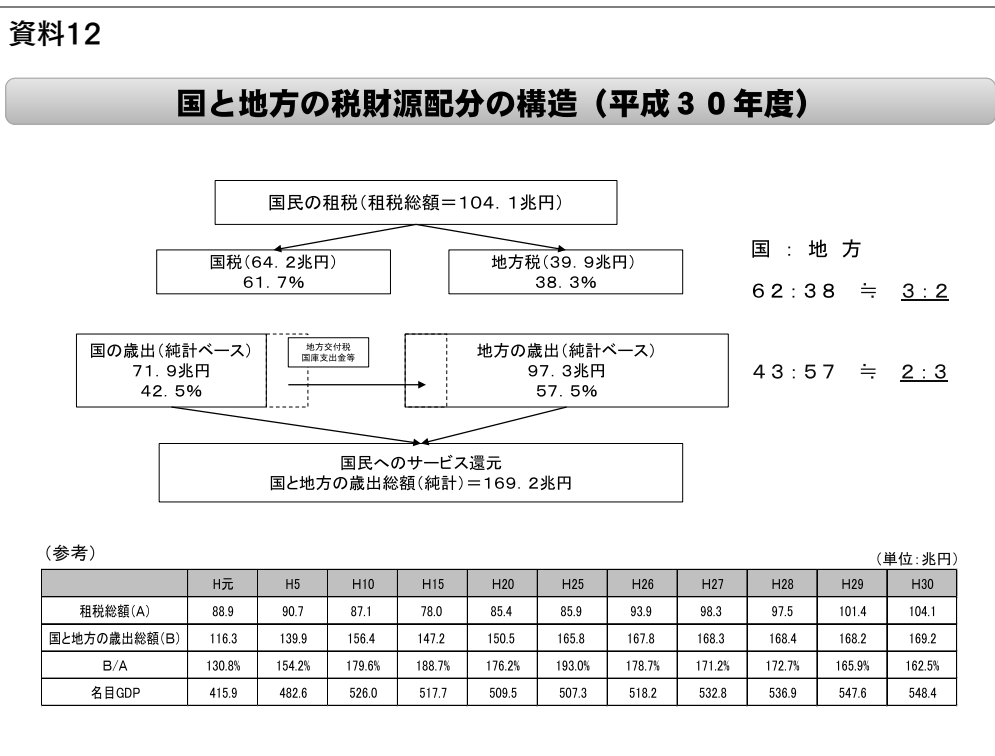
今後は、圏域における地方公共団体の連携関係（広域連携）、公・共・私のベストミックス（公共私の連携）、行政のデジタル化、地方議会への多様な人材の参画促進についての答申が、地方制度調査会の任期である令和2年7月までに行われることとされている。

2. 地方財政の安定的な運営の確保のために

(1) 国と地方の財政状況

1においては、地方行財政を取り巻く大きな課題について整理したが、これらの課題に対応していくためには、人的・財政的基盤が必要となる。特に、財政については、地方団体は地方の独自財源である地方税等のみによって自立しているわけではなく、国からの様々な財政移転によって多くの歳入を得ていることから、国と地方の全体の財政状況についての認識が必要となる。

資料12は、平成30年度の国と地方の税財源配分について示している。平成30年度に国民に納めていただいた租税総額は104.1兆円であったが、



そのうち、国税は64.2兆円と全体の61.7%、地方税は39.9兆円と全体の38.3%であり、国税と地方税の割合は、62:38≒3:2となっている。一方、国と地方の純計ベースの歳出でみると、国の歳出は71.9兆円と全体の42.5%、地方の歳出は97.3兆円と全体の57.5%であり、国と地方の歳出の割合は43:57≒2:3となる。

地方税財源の充実強化は、地方分権を推進していくための基本的な命題であるが、地方歳出は地方税収でまかなえておらず、更に、地方税の拡充が求められる所以である。

一方では、地方税の拡充は、地域間の経済力の差によって収入の格差をもたらすことは避けられないことも事実である。税収の総量を増加させつつも、如何に偏在性の少ない地方税体系をつくるか、そしてそこに交付税制度によってどの程度の財政調整を講じていくかというバランスについての検討が、常に求められる。

あわせて、借入金に大きく依存した財政構造のあり方が問題となる。国民へのサービス還元、すなわち国と地方の歳出総額は169.2兆円と、租税総額104.1兆円の162.5%、約1.6倍である。近年は少しずつ改善傾向にあるが、この歳出と税

収の隙間を埋める財源として、国も地方もその多くを借入金に頼っている。

その結果として、資料13に示すとおり、国及び地方の長期債務残高は、当初予算段階では令和2年度末で1,125兆円と見込まれている。そのうち、地方分も189兆円と巨額ではあるものの、近年は減少傾向にある。一方、普通国債残高は増え続けている。国と地方を通じて、ストック分を含めての借入金依存体質の改善が大きな課題である。

そのためには、税収の増を図りつつ、歳出総額を抑制することが求められるが、現実の問題としては、極めて難しい政策選択を求められる。租税総額の増を図るためには、経済活動を活性化して所得や収益を増やすことによって租税の負担力を上げることに合わせて、増税も組み合わせることが求められる。

しかし、増税は、経済にはマイナスに働くケースが多く、他の税目の減収につながる可能性があり、全体としての租税収入の増が図られるような観点が重要である。

歳出も抑制すれば、経済活動にマイナスに影響

資料13

国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円程度)

	平成元年度末 (1989年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績>	平成30年度末 (2018年度末) <実績>	令和元年度末 (2019年度末) <推計>	令和2年度末 (2020年度末) <政府案>
国	188 (188)	242 (239)	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	901 (850)	925 (872)	936 (893)
普通国債残高	161 (160)	193 (190)	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	874 (823)	898 (845)	906 (863)
対GDP比	39% (39%)	40% (39%)	56% (56%)	88% (87%)	107% (106%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	155% (147%)	156% (147%)	159% (150%)	161% (151%)	159% (151%)
地方	66	91	163	198	197	201	201	199	197	196	194	192	189
対GDP比	16%	19%	31%	38%	39%	40%	39%	37%	37%	36%	35%	34%	33%
国・地方合計	254 (253)	333 (330)	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)	1,095 (1,044)	1,117 (1,064)	1,125 (1,082)
対GDP比	61% (61%)	69% (68%)	105% (105%)	134% (132%)	151% (150%)	192% (187%)	193% (188%)	194% (186%)	197% (189%)	197% (188%)	200% (190%)	200% (191%)	197% (190%)

(注1) GDPは、平成30年度までは実績値、令和元年度及び令和2年度は政府見通しによる。
 (注2) 債務残高は、平成30年度までは実績値、令和元年度については、国は補正後予算案に基づく見込み、地方は補正後地方債計画案に基づく見込み。
 (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において)負担。
 平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:5.5兆円、平成30年度末:5.4兆円、令和元年度末:6.2兆円、令和2年度末:5.6兆円)及び、基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.8兆円、令和元年度末:3.6兆円、令和2年度末:3.3兆円)を普通国債残高に含めている。
 (注4) 平成30年度末までの()内の値は翌年度非税のための前倒し発行額を除いた計数、令和元年度末、令和2年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒し借換額を除いた計数。
 (注5) 交付税及び譲与交付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の特会の借入金残高は全額地方負担分(令和2年度末で31兆円程度)である。
 (注6) このほか、令和2年度末の財政投融資特別会計国債残高は92兆円程度。

する可能性がある。一方、借入金を財源として歳出を増加して景気を刺激しても、それに見合ったほどの税収の増加に至らない可能性もある。

こうした複雑に絡み合う関係を見極めつつ、民間の力を引き出していくための規制改革等も含めた経済財政運営を行っていくことが求められるものであり、いわゆる「賢い投資」が求められる所以でもある。

なお、現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、世界経済は戦後最大ともいえるべき危機に直面している。この緊急事態への対応として、財政・金融政策の総動員が求められている。

(2) 一般財源総額の確保

(1)のとおり、地方財政については、交付税や国庫支出金等の国から移転される財源も大きいことから、国においても、地方財政の安定的な運用が可能となるよう、できる限りの対応をすることが求められる。

その際の基本的な財源は、それぞれの地方団体が自らの判断で自由に使うことができる一般財源であり、これをどの程度確保できるかが、円滑な財政運営の可否に直結することとなる。

一方、社会保障はもとより、消防・警察、教育、公共投資等をどのレベルで実施し、そのための地方団体の一般財源をどの程度確保すべきであるかについては、そのときどきの行政ニーズと財政力等についての様々な要素を総合的に判断して、最終的には法律と予算により定められるものであり、論理必然的に導かれる水準があるわけではない。

更に、地方財政を運営する立場からは、一般財源総額が適切に確保されるとともに、その水準について、将来にわたって一定の予見可能性があることが重要となる。

このようなことも踏まえ、一般財源総額について、実質的に前年度と同水準を確保するという基本方針が最初に決定されたのが平成22年度であり、その後、この考え方は維持されてきた結果として、平成23年度以降、一般財源総額は交付団体ベースで一貫して増加してきた。

このような対応の結果、地方団体における様々な御努力もあり、地方財源不足額は減少傾向にある。令和元年度の地方財政計画では、平成20年度以来はじめて、折半対象財源不足額を解消することができた。これからも基本的な方向性として、地方税財源のより一層の確保と質の改善が求められる。

3. 令和2年度の地方税制改正と地方財政計画

令和2年度の地方税制改正と地方財政計画の策定は、以上のような地方税財源を取り巻く様々な問題に対処するとともに、特に、令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を実施する観点から行われたものであり、その概要は次のとおりである。

(1) 令和2年度地方税制改正(資料14～資料16)

主に、次のとおりの改正がされることとなったが、そのプロセスではゴルフ場利用税のあり方も大きな論点となった。これについては、地方団体はじめ関係者の御努力により、現行制度の堅持が図られたものである。

①所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

固定資産税の課税について、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間における現に所有している者（相続人等）の申告の制度化、調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合に使用者を所有者と見なす制度の拡大の措置を講じる。

②未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用するなどの措置を講じる。

③法人事業税の収入金額課税

電気供給業に係る法人事業税については、

2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税措置を見直す。

④地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、法人住民税及び法人税並びに法人事業税について、税額控除割合を3割から6割への引上げ、計画認定手続の簡素化等の措置を講じる。

⑤地方のたばこ税

資料14

令和2年度地方税制改正について

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）のうち、地方税関係（概要）は以下のとおり。 総務省

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

◎ 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。
※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。

◎ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

- 調査（※1）を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする（※2）。
※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。
※2 令和3年度分以後の固定資産税について適用。

2 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置を講ずる。 ※ 令和3年度分以後の個人住民税について適用。

◎ 未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用

- 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する（控除額30万円）。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

◎ 寡婦（夫）控除の見直し

- 寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。
- 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
- 子ありの寡夫の控除額（現行：26万円）について、子ありの寡婦の控除額（30万円）と同額とする。

◎ 個人住民税の人的非課税措置の見直し

- 上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者（18歳以下の児童の父又は母）に限定しないこととする。

資料15

3 地方法人課税

◎ 法人事業税の収入金額課税

電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源（※）を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直す。 ※ 軽油引取税の課税免除の特例（汽力発電装置）の廃止及び固定資産税の課税標準の特例（送変電施設）の廃止等

- 課税方式・税率等（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用）
・ 発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しを行う。
・ 税率は以下のとおり（特別法人事業税分を含む。）

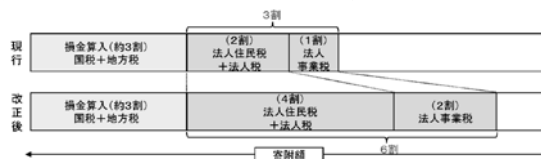
税率区分	(改正前)	(改正後)
資本金1億円超の法人	<収入割> ⇒ 1.3%	<収入割> <付加価値割> <資本割> 1.05% 0.37% 0.15%
資本金1億円以下の法人等	<収入割> ⇒ 1.3%	<収入割> <所得割> 1.05% 1.85%



※ 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し（基準法人収入割額の30%→40%）。
※ 「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年総務省令第16号）において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。

◎ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

- 地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充等の措置を講じ、適用期限を5年延長する。
・ 税額控除割合を3割から6割に引上げ ※ 損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



- ・ 個別認定から包括認定に転換し、計画認定手続を簡素化
- ・ 寄附時期の制限を大幅に緩和 等

◎ 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

- 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

国のたばこ税と同様に、軽量の葉巻きたばこ（1本あたりの重量が1g未満）1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。

⑥森林環境譲与税

森林環境譲与税については、令和6年度からの森林環境税の課税に先立ち、令和元年度から

交付税特別会計における譲与税財源の借入れにより実施しているが、地方公共団体金融機構の金利変動準備金2,300億円を財源として活用することにより借入れを行わないこととした上で、令和2年度の譲与額を倍増するとともに、令和15年度からの全額譲与の予定を令和6年度からの全額

資料16

4 地方のたばこ税

◎ 軽量の葉巻きたばこの課税方式の見直し

- 国のたばこ税と同様、軽量の葉巻きたばこ（1本あたりの重量が1g未満）1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。
※ 令和2年10月から2回に分けて段階的に実施。

5 地方譲与税

◎ 森林環境譲与税の見直し

- 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする等の措置を講ずる。

年度	譲与額	
	(改正前)	(改正後)
令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円
令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額

◎ 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を2年延長。

6 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長（固定資産税）
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長（固定資産税、不動産取得税）

7 納税環境整備

◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入を電子化。
※ 令和3年10月1日以後に行う申告及び納入について適用。

資料17

令和2年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から抑制

一般財源総額	63.4兆円(前年度比+0.7兆円、前年度 62.7兆円)
一般財源総額(交付団体ベース)	61.8兆円(同+1.1兆円、同 60.7兆円)
・ 地方税・地方譲与税	43.5兆円(前年度比 +0.7兆円、前年度42.9兆円)
・ 地方特例交付金	0.2兆円(同 ▲0.2兆円、同 0.4兆円)
・ 地方交付税	16.6兆円(同 +0.4兆円、同 16.2兆円)
・ 臨時財政対策債	3.1兆円(同 ▲0.1兆円、同 3.3兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 偏在是正財源を活用した歳出の計上

- ・ 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上

譲与へと大幅に前倒しして実施することとする。

(2) 令和2年度地方財政計画(資料17~20)

①通常収支分

○一般財源総額の確保

一般財源総額確保の重要性については2(2)のとおりであるが、「経済財政運営と改革の基本

方針2018」に盛り込まれた新経済・財政再生計画において、基盤強化期間である2019年度から2021年度においては、地方の一般財源総額については国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、前年度同水準を実質的に下回らないように確保するとされていることから、この考え方を基本

資料18

令和2年度地方財政計画のポイント②

(3) 防災・減災対策の推進

- ・ 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上
- ・ 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保(前年度の200億円から倍増)するとともに、特別会計借入金を200億円償還
- ・ 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

(4) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債を、前年度から0.1兆円抑制(①3.3兆円→②3.1兆円)するとともに、令和2年度末残高見込みは0.5兆円縮減(①53.8兆円→②53.3兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

資料19

緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設(地方財政法を改正)

1. 対象事業

各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象 ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2~6年度(5年間)

3. 地方財政措置

充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%

4. 事業費

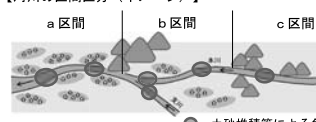
900億円(令和2年度)

※ 令和2~6年度の事業費(見込み):4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分(イメージ)】



【危険度の区分】

a 区間:維持管理上特に重要な区間(洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等)

b 区間:維持管理上重要な区間(a区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間)

c 区間:氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

として、必要な交付税総額の確保等を図っていくこととした。

その結果として、一般財源総額については、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保するとともに、水準超経費を除く交付団体ベースでは前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保している。

特に、交付税総額については、前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保した。あわせて、臨時財政対策債を前年度から0.1兆円抑制するとともに、令和2年度末残高見込みは0.5兆円縮減（令1:53.8兆円→令2:53.3兆円）し、財政の健全化を進めている。

○偏在是正財源を活用した歳出の計上

地方法人課税（法人住民税・法人事業税）の税収は、県内総生産の分布状況と比較して、大都市部に集中しているという構造的な課題がある。この解決のため、法人事業税の一部を形式的に国税化して特別法人事業税とし、それを人口を基準として都道府県に譲与する措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致することとなる。この偏在是正措置により交付団体に生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い

施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに、地方財政計画に「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した（仮に、この措置を講じないとした場合には、生じた財源は臨時財政対策債の抑制に充てられることとなり、一般財源総額は増加しないことに留意が必要）。

○防災・減災対策の推進

令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川の浚渫（堆積土砂の撤去等）の重要性が改めて認識された。このため、地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに令和2年度から令和6年度までの特例として、地方財政計画に「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上するとともに、地方財政法を改正して、その財源として地方債の発行を可能とするための特例を設けた。

あわせて、都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣職員を確保するための経費に対して地方財政措置を講じることとした。

○会計年度任用職員への対応

令和2年度から会計年度任用職員制度が始ま

資料20

「会計年度任用職員制度」について

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と任用・処遇上の課題

- 厳しい地方財政の状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加。
平成28年時点 約64.3万人※ 特別職非常勤職員22万人 臨時的任用職員26万人 一般職非常勤職員17万人
(※任用期間が6カ月以上かつ勤務時間が19時間25分以上の職員)

<任用上の課題>

- 通常の事務職員も「特別職」で任用してきた
※「特別職」は、本来、専門性が高い者等であり、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない(地方公務員法 非適用)
- 採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

<処遇上の課題>

- 労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない
※国の非常勤職員には支給可能。また、民間では「同一労働同一賃金」に向けた取組が進められている。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号） 令和2年4月1日施行

<適正な任用の確保> = 「会計年度任用職員制度」を創設

- 現行の臨時・非常勤職員を、(一部の特別職等を除き)新たに設置する一般職の「会計年度任用職員」に移行
※採用方法や任期等を明確化し守秘義務等の服務に関する規定を適用

<適正な処遇の確保> = 「会計年度任用職員」に対する給付を規定

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給を可能とする
※国の非常勤職員や民間における取組との整合

令和2年度 地方財政計画

- 新制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、令和2年度の地方財政計画に増額計上（約1,700億円）

り、それまでの臨時・非常勤職員は一部の特別職等を除き会計年度任用職員に移行することとなる。会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となることから、所要の経費として約1,700億円を地方財政計画に計上している。地方団体においては、制度創設の趣旨に沿った適切な対応が求められる。

②東日本大震災分

令和2年度は東日本大震災の復興・創生期間の最終年度となる。令和3年度以降の復興については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が令和元年12月20日に閣議決定された。

基本方針においては、地震・津波被災地域は復興・創生期間後5年間において、国と被災地方団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業が役割を全うすることを目指すとされている。また、原子力災害被災地域は、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組むとし、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとともに、5年目に事業全体のあり方を見直すとされている。あわせて、復興庁については設置期間を10年延長することとされている。

令和2年度は復興・創生期間の最終年度として、積極的な事業展開が求められるが、復旧・復興事業等に必要な被災団体の地方負担額について震災復興特別交付税0.4兆円を確保した。

4. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国湖北省武漢市において確認されて以来、中国を中心に広がりを見せ、世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルス感染症について、1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、3月11日には「パンデミック(世界的な大流行)」にあるとした。

新型コロナウイルスは、現時点では、有効性が確認された特異な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心で

ある。その後の各国の感染拡大防止のための努力にもかかわらず感染者数は増加し続けることとなった。

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された。政府においては、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上の重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者が増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきた。

その中で、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加した(令和2年3月14日施行)。そして、3月26日に、同法に基づく政府対策本部が設置された。その後、4月7日には同法に基づき緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき期間は4月7日から5月6日まで、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県とした。更に、4月16日には、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとし、5月4日には、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長した。

政府においては、緊急事態措置による「徹底した行動変容の要請」として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとする「新しい生活様式」の実践とともに、「3つの密」を徹底的に避けることなどについての周知や呼びかけを行ってきた。

この緊急事態措置の解除に際しては、感染の状況(疫学的状況)、医療提供体制(医療状況)、検査態勢の構築などの点を総合的に判断していくとの考え方にに基づき検討が行われた。その結果、5月14日には、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く39県について、5月21日には、8都道府県のうちの京都府、大阪府及び兵庫県の3府県について、緊急事態措置の解除がされた。

そして、5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、総合的に判断したところ、残る5都道府県を含む全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったことから、同日に緊急事態解除宣言が行われた。

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要がある。

そのため、引き続き、政府及び都道府県は感染の状況等を継続的に監視するとともに、政府や地方団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が相互に連携しながら、感染拡大を予防する新しい生活様式を社会経済全体に定着させていく必要がある。

また、再度、感染が拡大する場合に備える必

要がある。新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、検査態勢の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要である。

政府においては、こうした取組を実施することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくこととしている。

我が国の緊急事態宣言は、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策を実施するものではないが、新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響を与えるものであり、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面している。

政府においては、4月7日に閣議決定し、更に4月20日にその変更を閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（資料21）に基づいて新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員した対策を速やかに実行に移すこととし、補正予算は4月30日に成立した。更に、この第1次補正予算を強化する

資料21

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
令和2年4月7日 閣議決定
※同年4月20日 変更の閣議決定

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、困難ともいえる厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」、時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応。

緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化

IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

V. 今後への備え：新たな予備費の創設

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設。

本対策の規模	総合経済対策 ¹	緊急対応策 第1弾・第2弾 ²	新たな追加分	合計
財政支出	9.8兆円程度	0.5兆円程度	38.1兆円程度	48.4兆円程度
事業規模	19.8兆円程度	2.1兆円程度	95.2兆円程度	117.1兆円程度

本対策の効果（4月24日内閣府公表）

- ・ 支出が直接的にGDPを下支え・押し上げる効果は、**実質GDP換算で4.4%**程度
- ・ 資金繰り支援や納税猶予等は、**事業の継続・雇用の維持を強力に支えるセーフティネット効果**

（注1）「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。
（注2）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第1弾」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び第2弾（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもの。

ために第2次補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指すこととしている。今後とも引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応することとしている。

地方団体においては、保健所における感染者への対応、公立病院をはじめとする医療提供体制の確保、公立学校の休業への対応、中小企業への経営支援をはじめとした地域経済の維持、全ての国民への一人あたり10万円の特別定額給付金の給付等をはじめとする多くの役割を担っていただいている。

これらの事業の殆どについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を含む国費によって賄われるものであるが、今後の新型コロナウイルス感染症への対応と人々の行動変容が進む中で、我が国をはじめ世界全体とし

てもマイナス成長が見込まれる経済の動向が地方税収等にどのような影響を与えるかについて十分に注視しつつ、円滑な財政運営を図ることが求められる。

総務省においては、新型コロナウイルス感染症への対応や影響により、地方税収や公営企業の料金収入などに減収が見込まれることから、まず、当面の資金繰りへの支援措置として、地方税の徴収猶予に伴う減収への対応として猶予特例債を創設するとともに（地方財政法を改正（令和2年4月30日施行））、公営企業における新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足については特例的に地方債（特別減収対策企業債）を発行できることとするなどの対応を講じている。今後も、税収の動向等を十分に注視しつつ、地方交付税をはじめとする地方団体の一般財源総額を適切に確保することが重要である。

地方公務員を取り巻く現況及び 安全衛生における人材育成の充実について

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

地方公務員安全衛生推進協会は、地方公務員の方々の安全と健康の確保を図るとともに、公務災害の未然防止及び快適な職場環境の形成、促進を目的として平成3年に設立された団体です。

その目的、使命を果たすため、協会発足以来、地方公務員の安全衛生の向上を図るための調査研究を行い、その成果を地方公共団体に提供するとともに、安全衛生の教育教材となる小冊子やハンドブック、DVD等の制作による普及啓発、また、地方公共団体の安全衛生における人材育成を目的として、地方公共団体の安全衛生担当者等に対する安全衛生基本研修や実務能力の向上を図るための専門研修、消防、学校、病院等の職員を対象とした職種別研修、衛生管理者受験講習会等の資格取得研修等の各種研修会を開催しています。

当協会の研修会には、当協会が主催する研修会や都道府県・政令指定都市と共同開催する研修会の他、市町村が独自で開催する研修会を支援する市町村研修支援等を行っており、令和元年度の研修会実績は表1のとおり、約1万3千人の地方公務員の方々が受講されています。なお、協会設立以来、これまで約21万人のご参加をいただいているところです。

今回は、これら各種研修会のうち、全国市町村振興協会から助成をいただいている「資格取得研修会」をご紹介します。

1. 地方公務員を取り巻く現況について

地方公務員の通勤災害を除く公務災害の認定件数は、平成30年度は26,517件と、これまで平成21年度以降は25,000件台で推移してきましたが、近年は、増加する傾向にあります。また、職員千人当たりの公務災害認定件数の推移で見ますと、近年では平成27年度以降増加してきており、平成30年度は9.68件となっています。(図1、2参照)

また、地方公務員の健康状況についてですが、近年、メンタルヘルス面での不調を訴え、長期療養を余儀なくされる職員が急激に増えています。当協会が毎年行っている「地方公務員健康状況等調査」によると、病気休暇等で1ヶ月以上休まれている「長期病休者」は、平成25年度以降、毎年増加しており、平成30年度は19,366人となっており、10万人率で2,551人、すなわち100人の職場で2.5人は長期病休者がいるという姿になっています。また、長期病休者のうち「精神及び行動の障害」、いわゆる「心の病」による長期休職者は、平成30年度は職員10万人当たり約1,473人と10年前と比べて約1.3倍に増加しています。なお、長期病休者全体に占める「心の病」の方々の割合についても、10年前の約46%から約58%へ増加しております。(図3、4)

地方公務員を取り巻く環境は、近年、複雑・多様化してきており、併せて地方公務員の安全衛生における課題も増加していることから、当協会として今後とも地方公務員の安全衛生の向上に積極的に取り組んでいく必要があります。

表 1 令和元年度研修会実績

3月19日現在

事業名	研修区分	研修会名	期間	開催地	会場名	募集定員	参加者数
人材育成事業	安全衛生基本研修	重大公務災害防止対策セミナー (共催)	6月5日(水)	大分県	大分県庁新館14階大会議室	—	115
			6月21日(金)	愛知県	名古屋市公会堂4階ホール	—	136
			6月27日(木)	京都府	ホテルセントノーム京都	—	159
			7月24日(水)	長野県	長野県庁講堂	—	67
			8月30日(金)	佐賀県	佐賀県庁新館11階大会議室	—	中止
			10月18日(金)	滋賀県	滋賀県庁新館7階大会議室	—	69
			10月28日(月)	茨城県	茨城県庁9階講堂	—	73
			11月20日(水)	岐阜県	岐阜県庁2階大会議室	—	82
		小計			7箇所	—	701
		新任安全衛生担当者研修会	5月10日(金)	東京都	三田NNホール	100	139
			5月17日(金)	大阪府	新梅田研修センター	100	119
		小計			2箇所	200	258
		メンタルヘルスマネジメント 実践研修会(主催)	6月13日(水)~14日(木)	東京都	三田NNホール	100	96
			10月10日(水)~11日(木)	大阪府	新梅田研修センター	100	85
	小計			2箇所	200	181	
	メンタルヘルスマネジメント 実践研修会(共催)	5月10日(金)	埼玉県	さいたま共済会館	—	75	
		5月17日(金)	山形県	山形県建設会館大会議室	—	94	
		5月24日(金)	香川県	香川県社会福祉総合センター	—	136	
		5月31日(金)	宮城県	宮城県庁行政庁舎2階講堂	—	135	
		7月5日(金)	茨城県	茨城県庁9階講堂	—	201	
		7月9日(火)	鹿児島県	鹿児島県庁2階講堂	—	334	
		7月11日(水)	和歌山県	和歌山県自治会館	—	164	
		7月19日(金)	鳥取県	とりぎん文化会館	—	127	
		7月26日(金)	島根県	島根県庁講堂	—	191	
		7月31日(水)	熊本県	熊本県庁地下大会議室	—	75	
		8月16日(金)	沖縄県	沖縄県自治研修所	—	84	
		8月27日(水)	三重県	三重県庁講堂	—	222	
		9月6日(金)	高知県	高知城ホール	—	108	
		11月13日(水)	北海道	北海道立道民活動センター大会議室	—	143	
		11月22日(金)	福島県	郡山市労働福祉会館	—	48	
		令和2年1月16日(水)	大阪府	大阪府新別館北館多目的ホール	—	161	
		令和2年1月17日(木)	奈良県	奈良春日野国際フォーラム	—	131	
		小計			17箇所	—	2,429
		安全管理研修会	6月28日(金)	東京都	三田NNホール	100	52
			12月6日(金)	大阪府	新梅田研修センター	100	89
	小計			2箇所	200	141	
	職場の衛生管理研修会	11月1日(金)	大阪府	新梅田研修センター	100	88	
		12月13日(金)	東京都	三田NNホール	100	41	
	小計			2箇所	200	129	
	職場巡視・安全衛生点検セミナー	11月8日(金)	大阪府	新梅田研修センター	100	74	
		11月29日(金)	東京都	三田NNホール	100	58	
	小計			2箇所	200	132	
職種別研修	警察職員安全衛生管理セミナー	9月20日(金)	京都府	ホテルセントノーム京都	50	31	
		10月4日(金)	東京都	三田NNホール	50	48	
	小計			2箇所	100	79	

人材育成事業	職種別研修	消防職員安全衛生管理研修会	7月25日(木)～26日(金)	東京都	三田NNホール	130	113
			9月5日(木)～6日(金)	福岡県	TKPガーデンシティ博多新幹線口	130	118
			10月17日(木)～18日(金)	大阪府	新梅田研修センター	130	109
			12月19日(木)～20日(金)	大阪府	新梅田研修センター	130	126
			令和2年1月23日(木)～24日(金)	東京都	三田NNホール	130	93
		小計			5箇所	650	559
		消防職員惨事ストレス研修会 (共催)	8月9日(金)	富山県	富山市消防局講堂	—	97
			9月27日(金)	石川県	金沢市消防局防災センター	—	130
			10月28日(月)	神奈川県	神奈川県総合防災センター	—	71
			11月29日(金)	広島県	まなびの館	—	74
			12月13日(金)	宮崎県	宮崎県農協会館	—	89
			令和2年1月24日(金)	熊本県	熊本市消防局広域防災センター	—	94
		小計			6箇所	—	555
		学校における安全衛生管理者研修会 (共催)	6月11日(火)	福岡県	福岡県吉塚合同庁舎	—	256
			6月20日(木)	栃木県	とちぎ生きがいづくりセンター講堂	—	174
			6月25日(火)	佐賀県	佐賀県立美術館ホール	—	283
			7月5日(金)	山梨県	山梨県立博物館	—	73
			8月1日(木)	京都府	京都府総合教育センター	—	89
			8月8日(木)	兵庫県	兵庫県民会館	—	153
			8月21日(水)	群馬県	群馬会館	—	376
			9月6日(金)	埼玉県	さいたま市民会館	—	184
			10月4日(金)	秋田県	秋田県総合教育センター	—	119
			11月15日(金)	徳島県	徳島県立総合教育センター	—	68
		小計			10箇所	—	1,775
		学校給食事業安全衛生管理セミナー	8月16日(金)	東京都	三田NNホール	50	24
		病院等における災害防止対策研修会	9月13日(金)	東京都	三田NNホール	50	11
		職域保健師研修会	10月25日(金)	東京都	三田NNホール	50	44
11月15日(金)	大阪府		TKPガーデンシティ PREMIUM大阪駅前	50	40		
小計			2箇所	100	84		
清掃事業安全衛生管理セミナー	9月27日(金)	東京都	三田NNホール	60	31		
支援事業 健康づくり	職域担当看護職研究会	前期:7月18日(木)	東京都	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター(新宿区)	70	69	
		後期:令和2年1月30日(木)	東京都	全国町村議会会館(千代田区)	70	68	
		前期:7月29日(月)	大阪府	グランフロント大阪(大阪市)	70	90	
		後期:令和2年2月14日(金)	大阪府	梅田スカイビル貸会議室(大阪市)	70	52	
	小計			4箇所	280	279	
資格取得研修	衛生管理者受験講習会	5月22日(水)～24日(金)	東京都	三田NNホール	120	101	
		6月5日(水)～7日(金)	大阪府	新梅田研修センター	120	102	
		7月3日(水)～5日(金)	宮城県	TKP仙台カンファレンスセンター	60	28	
		7月10日(水)～12日(金)	愛知県	名古屋サンスカイルーム	150	140	
		7月31日(水)～8月2日(金)	東京都	三田NNホール	120	138	
		8月7日(水)～9日(金)	愛知県	名古屋サンスカイルーム	70	28	
		8月28日(水)～30日(金)	大阪府	新梅田研修センター	120	55	
		小計			7箇所	760	592
	安全衛生推進者養成講習会	5月30日(木)～31日(金)	東京都	三田NNホール	100	94	
		6月20日(木)～21日(金)	大阪府	新梅田研修センター	100	96	
		8月22日(木)～23日(金)	東京都	三田NNホール	100	98	
小計			3箇所	300	288		
産業医研修会	令和2年2月6日(木)	東京都	大手町サンケイプラザ	250	217		
合計			77箇所	—	8,465		

研修支援	重大公務災害防止対策セミナー 市町村研修支援コース	6月～1月		39箇所	—	4,269
------	------------------------------	-------	--	------	---	-------

合計 116箇所・団体

12,734人

図1 公務災害認定件数の推移

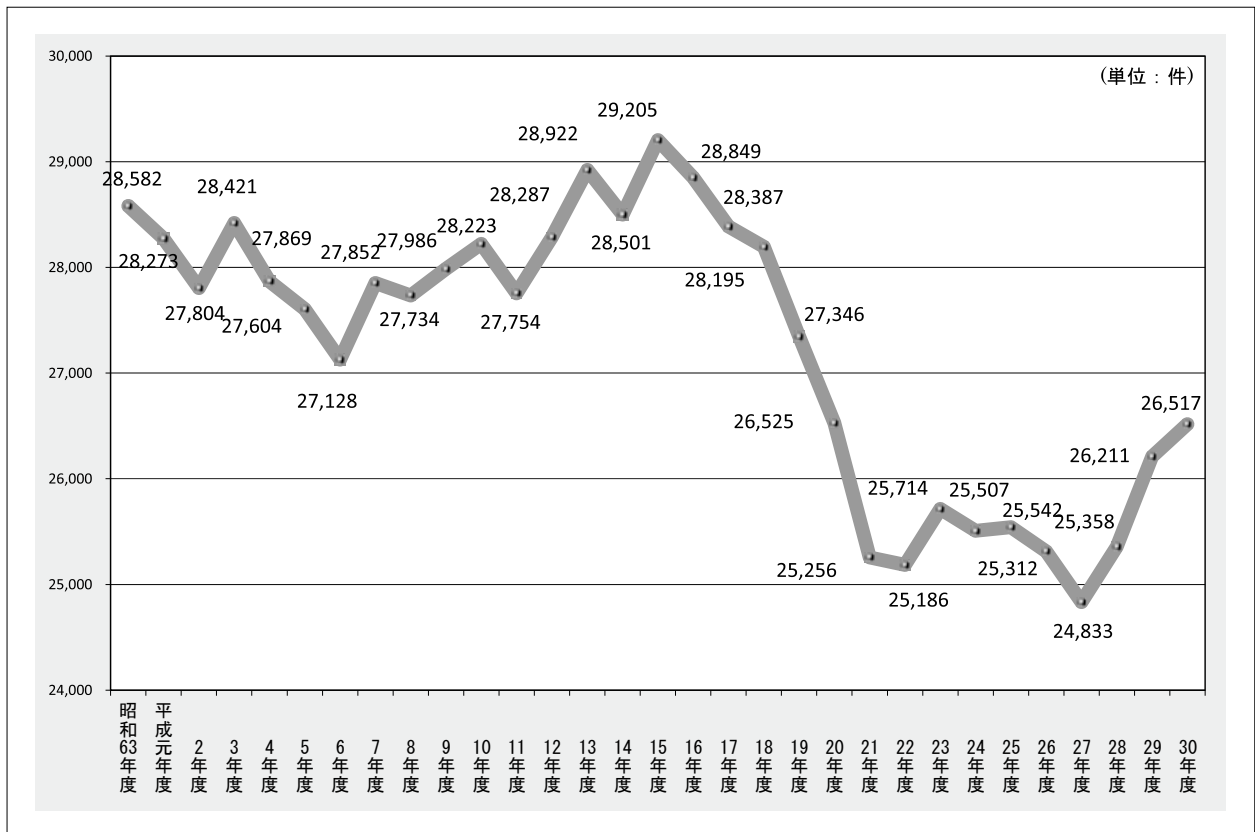


図2 公務災害認定件数（千人率）の推移

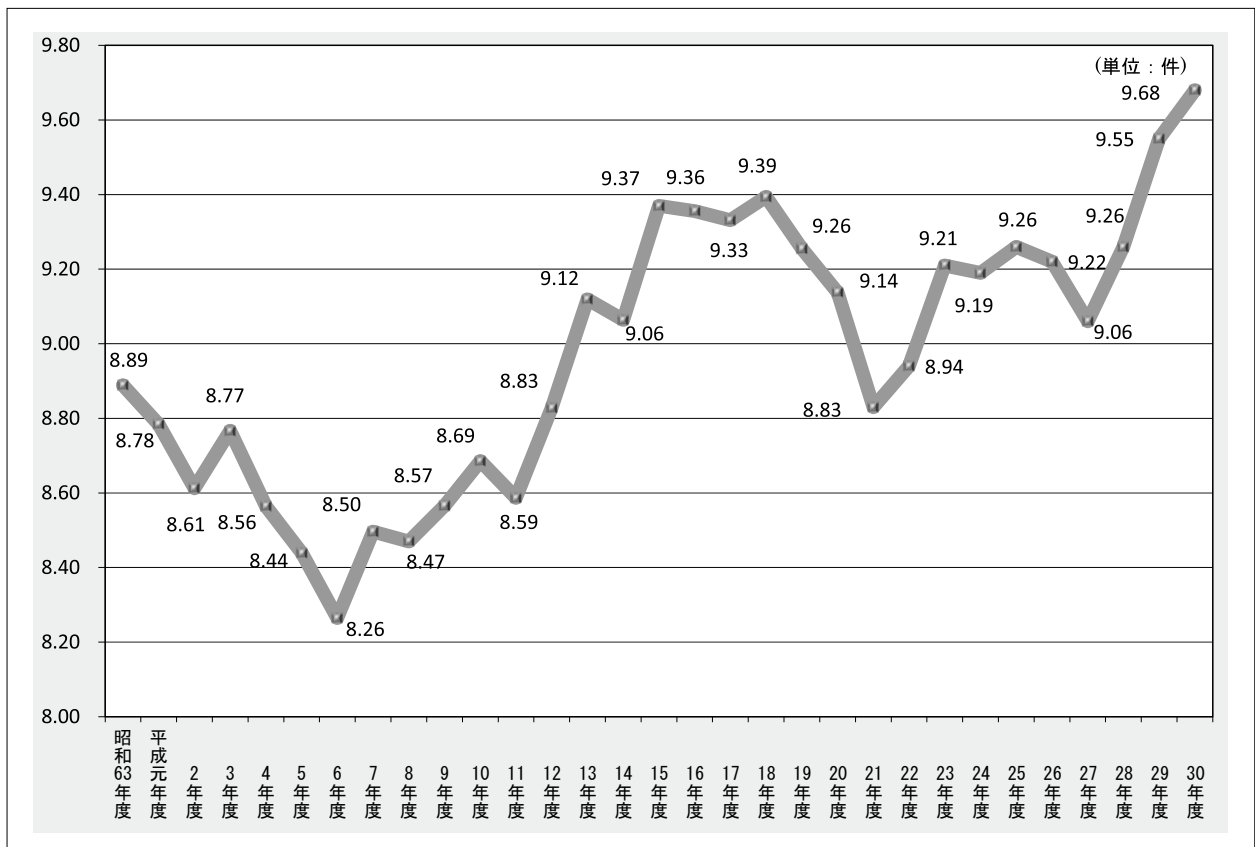


図3 長期病休者数（10万人率）の推移

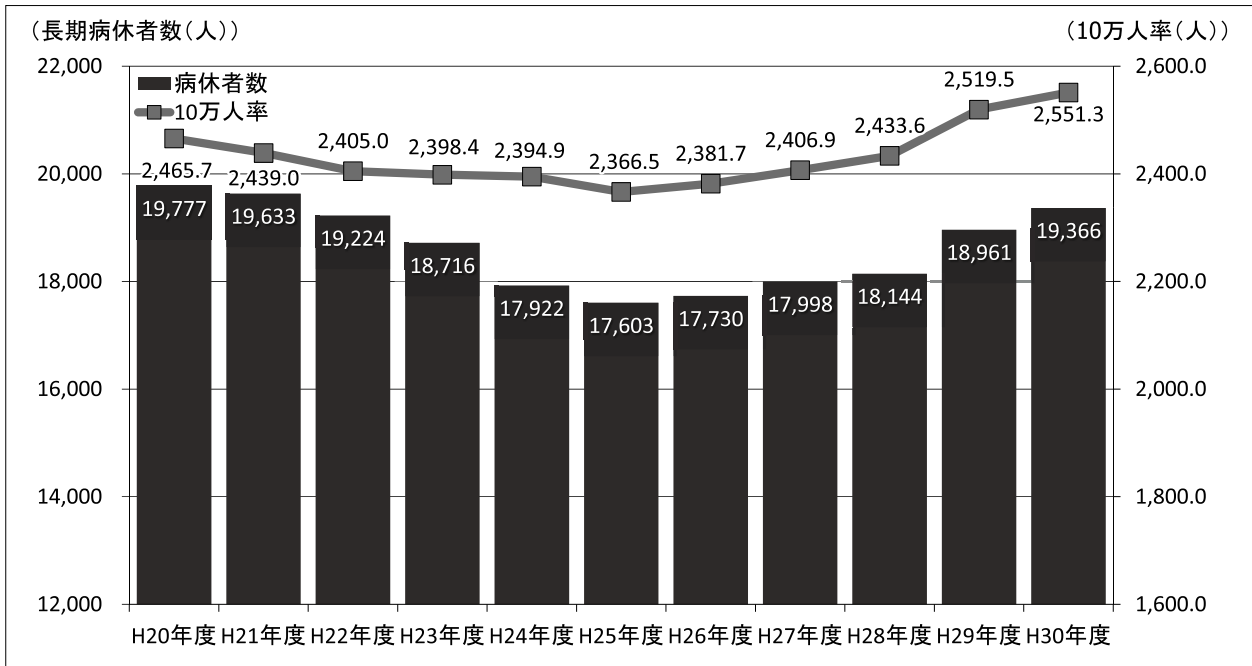
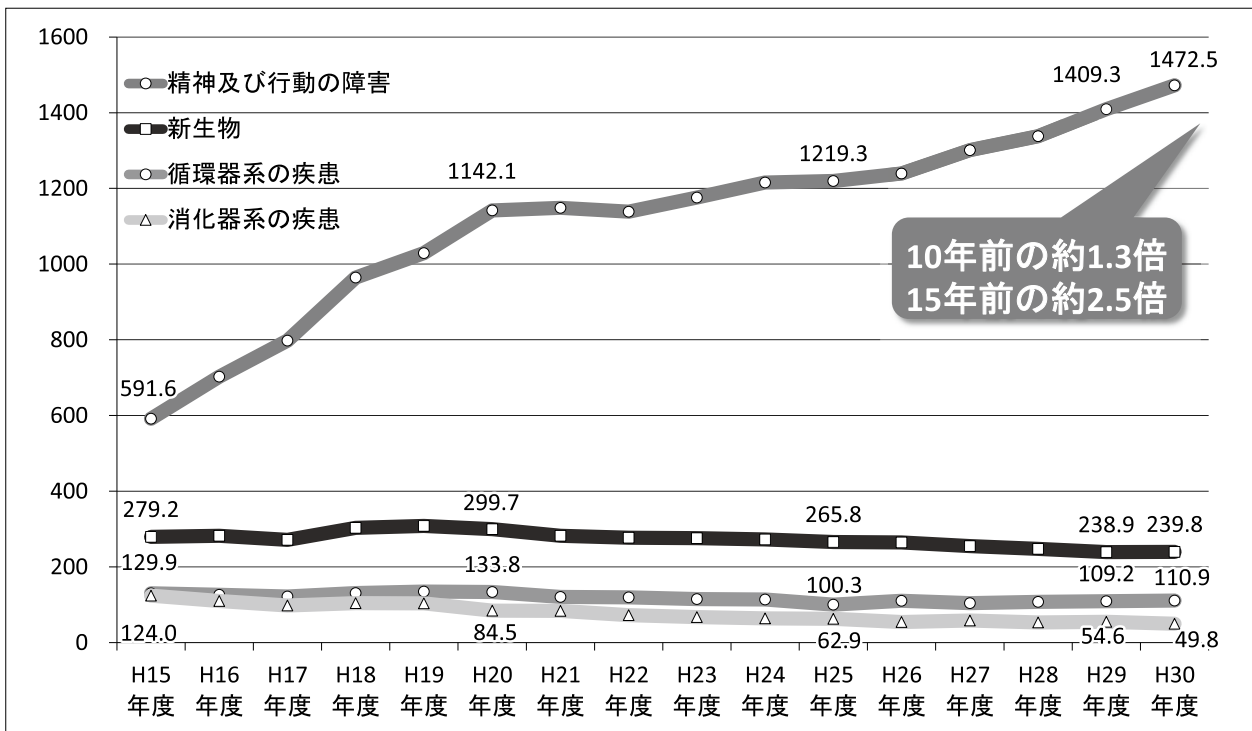


図4 主な疾病分類別の長期病休数（10万人率）の推移



2. 当協会における資格取得研修会

労働安全衛生法（以下「安衛法」という）では、表2のとおり、各事業場の業種及び規模に応じて、職員の公務災害の未然防止と健康管理のため、安全衛生管理組織と安全衛生に関する調査審議機関の設置を義務付けております。

これは地方公共団体においても当該規定が適用されますが、当協会では、これらの重要な担い手である「安全衛生推進者」、「衛生管理者」、「産業医」の資格取得のための研修会を開催しているところです。

表2 事業場規模別・業種別安全衛生管理体制

業種 規模(人)	その他の業種	①製造業 ※ (物の加工業を含む) ②通信業 ③電気業 ④ガス業 ⑤水道業 ⑥熱供給業 ⑦自動車整備業 ※ ⑧機械修理業 ※ ⑨各種商品卸売業 ⑩家具・建具・じゅう器等卸売業 ⑪各種商品小売業 ⑫家具・建具・じゅう器小売業 ⑬燃料小売業 ⑭旅館業 ⑮ゴルフ場業	①林業 ②鉱業 ③建設業 ④運送業 ※ ⑤清掃業
1,000 ~			
300~999			
100~299			
50~99			
10~49			
1~9			

※安全委員会の設置について

- 「製造業」のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、「自動車整備業」、「機械修理業」については、50人以上で安全委員会の設置が必要となる。
- 「運送業」のうち50人以上で安全委員会の設置が必要となるのは、道路貨物運送業及び港湾運送業のみ。他は100人以上で設置が必要となる。

※安全委員会の設置について

- 「製造業」のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、「自動車整備業」、「機械修理業」については、50人以上で安全委員会の設置が必要となる。
- 「運送業」のうち50人以上で安全委員会の設置が必要となるのは、道路貨物運送業及び港湾運送業のみ。他は100人以上で設置が必要となる。

(1)「安全衛生推進者養成講習会」

安衛法では、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業所においては、安全衛生推進者を選任することが義務付けられております。この安全衛生推進者は、事業者が行うべき安全衛生管理業務の具体的事項、例えば、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置や労働者の安全衛生のための教育、健康診断の実施、その他健康の保持増進のための措置など（労安法第10条第1項）を担当するものですが、地方公務員の方々がこの安全衛生推進者の資格を取得するための講習会を開催しています。

令和2年度の8月の安全衛生推進者養成講習会は下記のとおりです。

- ・ 8月20日(木)～21日(金)定員：100名 会場：三田NNホール（東京）

（参考）講習会のカリキュラムは表3のとおり。

なお、受講者には2日間の講義を受講した後、安全衛生推進者の修了証を交付しています。

表3 令和2年度 安全衛生推進者養成講習会(東京会場)

期日：令和2年8月20日(木)～21日(金)	
会場：三田NNホール	
8月20日(木)	
9：20～9：40	受付
9：40～9：50	開講挨拶 (一財)地方公務員安全衛生推進協会
9：50～12：00 (2時間)(休憩10分含む)	安全衛生関係法令 椎野労働衛生コンサルタント事務所 代表 椎野 恭司
12：00～13：00	昼食・休憩
13：00～14：00 (1時間)	安全衛生教育 椎野労働衛生コンサルタント事務所 代表 椎野 恭司
14：00～14：10	休憩
14：10～16：20 (2時間)(休憩10分含む)	安全管理 ゼロ災実践研究所 代表 武下 尚憲
8月21日(金)	
9：00～9：30	受付
9：30～11：40 (2時間)(休憩10分含む)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 前田労働衛生コンサルタント事務所 代表 前田 啓一
11：40～12：40	昼食・休憩
12：40～14：50 (2時間)(休憩10分含む)	作業環境管理及び作業管理 井上労働衛生コンサルタント事務所 代表 井上 温
14：50～15：00	休憩
15：00～16：00 (1時間)	健康の保持増進対策 井上労働衛生コンサルタント事務所 代表 井上 温
16：00～	修了証交付

(講師名敬称略)

(2)「衛生管理者受験講習会」

安衛法では、常時使用する労働者数が50人以上の事業場は、衛生管理者を選任することが義務付けられておりますが、この講習会は、地方公務員の方々が衛生管理者の国家試験を受験し、合格し

て免許を取得するための講習会を開催しています。

令和2年度の7月以降の衛生管理者受験講習会は下記のとおりです。

- ・ 7月1日(水)～3日(金)定員：120名 会場：三田NNホール（東京）
- ・ 7月8日(水)～10日(金)定員：130名 会場：名古屋サンスカイルーム（名古屋）
- ・ 7月15日(水)～17日(金)定員：60名 会場：TKPガーデンシティ仙台西口（仙台）
- ・ 8月5日(水)～7日(金)定員：120名 会場：新梅田研修センター（大阪）
- ・ 8月26日(水)～28日(金)定員：70名 会場：名古屋サンスカイルーム（名古屋）

なお、当協会が開催する「衛生管理者受験講習会」受講者による令和元年度の「衛生管理者国家試験の合格率」は80.5%となっており、非常に高い合格率となっているところです。

(3)「産業医研修会」

この研修会は、東京都医師会と協力して、地方公共団体が選任している産業医やこれから地方公共団体の産業医になろうとする医師を対象として、年1回、東京会場で開催している研修会です。

昨今、長時間労働による過労死が問題となる中で「働き方改革」が進められ、様々な法令等の改正がなされてきたところですが、産業医の位置付けについても拡充・強化が図られてきていることから、地方公共団体の産業医としての資質の維持向上を図るため、産業保健に関する最新の知識の習得等に努めていただくための研修会を開催しており、それぞれご専門の医師などにご講義をお願いしているところです。

参考までに令和2年度の「産業医研修会」は表4のとおりです。

表4 東京都医師会・地方公務員安全衛生推進協会 令和2年度 産業医研修会

期日：令和3年2月4日(木)	
会場：大手町サンケイプラザ4階 大ホール 東京都千代田区大手町1-7-2	
9：20～9：45	受付
9：45～9：55	開講挨拶 (一財)地方公務員安全衛生推進協会 理事長 瀧上 俊則
9：55～10：25	講義1 「地方公共団体の安全衛生の現状と課題」 総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室 室長 飯山 尚人
10：25～10：30	休憩
10：30～12：00	講義2 「職場の健康管理と産業医の役割について」(株) 健康企業 代表・医師 亀田 高志
12：00～13：00	昼食・休憩
13：00～14：30	講義3 「職場のメンタルヘルス対策」 産業医科大学 産業生態科学研究所 非常勤助教 幸地 勇
14：30～14：40	休憩
14：40～16：10	講義4 「惨事ストレスの対応方法と産業医の役割」 筑波大学 名誉教授・文学博士 松井 豊
16：10～16：30	事務連絡、単位シール配付等

(講師名敬称略)

主 催：公益社団法人 東京都医師会
協 力：一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 研修課

最近、全国各地において台風や豪雨による大規模災害が頻発していますが、被災された地方公共団体では、職員の方は自らも被災されている中で、復興のための困難な業務に従事したりしていることから、惨事ストレスも大変問題となってきているところです。令和2年度の産業医研修会では、惨事ストレスの対応方法と産業医の役割についてご講義いただくこととしています。

なお、毎年、250名の定員が満席になっているところです。

4. おわりに

当協会は全国市町村振興協会から助成金をいただき、地方公務員の安全衛生の向上のための「資格取得研修会」を開催していますが、これら研修会に参加している受講者からのアンケート調査による評価は、「大変に参考になった」「参考になった」が全体の9割を超えており、非常に高い評価をいただいているところです。これもひとえに全国市町村振興協会からのご支援の賜物だと考えています。

現在、新型コロナウイルスの感染が全国的にも拡大傾向にある中、当協会の研修会の開催についても、今後の新型コロナウイルスの動向によっては不透明ではありますが、当協会では、今後も地方公共団体における安全衛生に関する人材育成に積極的に取り組んでまいりますので、ご活用いただければ幸いです。

地方協会だより

公益財団法人
鳥取県市町村振興協会

I これまでの経過概要

当協会は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）及び新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金を活用して、県内市町村の振興発展を図り、住民福祉の増進に資することを目的として、昭和54年4月に財団法人として設立されました。

平成25年4月1日には公益財団法人へ移行し、市町村振興のための各種事業に取り組んでいます。

II 協会の概要

- | | |
|--|--|
| 1 関係市町村数（令和2年4月1日現在）
19市町村（4市15町村） | 3 基金等の状況（令和2年3月末現在）
基本財産 3,000千円
基金積立資産 904,881千円
長期貸付金 7,849,049千円 |
| 2 体制（令和2年4月1日現在）
評議員 5名
理事 9名
監事 2名
事務局 3名（併任職員1名） | |

III 事業概要

1 貸付事業

県内市町村が行う公共事業等に対し、低利での資金貸付を行っています。災害時における緊急融資事業等に対する短期貸付、災害防止対策事業及び緊急に整備を要する施設等整備事業等への長期貸付を行っています。



米子市 市営住宅長寿命化事業
(令和元年度 長期貸付事業)



伯耆町 小規模保育所施設整備事業
(平成28年度 長期貸付事業)

【長期貸付実績】

(単位：千円)

年度	貸付団体数	貸付事業数	当期貸付額	長期貸付期末残高
H27年度	8	34	812,800	7,175,721
H28年度	8	46	1,108,100	7,324,116
H29年度	8	19	1,189,600	7,517,510
H30年度	6	23	1,291,800	7,829,618
R 1 年度	8	18	945,400	7,849,049

2 預託事業

自治会等が集会所を整備する場合に、低利で長期資金が円滑に利用できるよう、必要となる相応の資金を金融機関に無利子で預託しています。

3 宝くじ等交付事業

(1) ハロウィンジャンボ宝くじ等市町村交付金事業

市町村が実施する地方財政法第32条に規定する事業を定める省令に該当する事業に対して、ハロウィンジャンボ宝くじ等の収益金全額及びサマージャンボ宝くじ等の収益金を積み立てた基金の運用益の一部の合計額を、市町村交付金として交付しています。

(2) 広報事業

市町村振興宝くじの収益金がまちづくりに役立てられていることを地域住民の方に理解していただき、宝くじの販売促進を図ることによって当該事業が更に充実するよう、広報活動にも取り組んでいます。

[令和元年度広報内容：サマージャンボ等宝くじ]

媒体	活動内容
音声付大型ラッピングカー	3 tトラックの左右側面、後面及び正面上に広告を掲出し、当該広報に関する音声を流して、県内東・中・西部の主要道路を日替りで運行。 台数：1台 実施期間：7/15～7/28の9～17時

媒体	活動内容
ラジオCM	F M山陰で20秒CMを放送 放送本数：12本 放送日：7 / 5 ~ 7 / 28
デジタルサイネージ	JR鳥取駅、倉吉駅、米子駅に設置されているデジタルサイネージに広告を掲載 設置数：鳥取2、倉吉1、米子2 設置期間：7 / 22 ~ 7 / 28
市町村広報紙	県内市町村に広報紙への広告掲載を依頼 広告掲載：14市町村
ポスター（受託銀行作製）	県・関係団体に、窓口・掲示板等へのポスター掲示を依頼
ホームページ	協会ホームページに宝くじのPRを掲載



ラッピングカー「宝くじ売場へ号！」

[令和元年度広報内容：ハロウィンジャンボ等宝くじ]

媒体	活動内容
ラジオCM	F M山陰で20秒CMを放送 放送本数：10本 放送日：9 / 24 ~ 9 / 30
デジタルサイネージ (電光掲示板)	JR鳥取駅、倉吉駅、米子駅に設置されているデジタルサイネージに広告を掲載 設置数：鳥取2、倉吉1、米子2 設置期間：9 / 23 ~ 9 / 29
市町村広報紙	県内市町村に広報紙への広告掲載を依頼 広告掲載：17市町村
ポスター (受託銀行作製)	県・関係団体に、窓口・掲示板等へのポスター掲示を依頼
ホームページ	協会ホームページに宝くじのPRを掲載

4 緊急災害支援事業

災害救助法が適用される地震、風水害、火災等の大規模災害が発生した市町村に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害支援金を交付しています。

近年では、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震で被災し、災害救助法が適用された1市3町に対し、御見舞として支援金（計1,500千円）を交付しました。

5 共同助成事業

広域消防等が、大規模災害に際して、各広域消防等の区域を越えて連携して行う応援活動等に

要する経費について助成しています。

6 情報提供事業

県内市町村の紹介、重点事業をはじめ、行財政状況等の各種分析統計資料を収集・編集した次の冊子やCD-Rを作成し、市町村及び関係機関への配布等を行っています。

- (1) 鳥取県市町村要覧
- (2) 鳥取県市町村財政概況

7 人材育成支援事業

- (1) 人づくり推進事業

市町村職員等の能力開発と人材育成を目的に、全国市町村研修財団等の実施する各種研修等への参加の促進を図るとともに、各般の連絡調整等を行っています。

- (2) 共催研修事業

社会情勢の変化や関係行政のニーズ等も勘案し、必要に応じて、市町村職員等の自己研鑽の契機として、業務遂行能力の向上等を支援するための研修会を鳥取県等と共催で実施しています。

[令和元年度 講演会の様子]

「2040年の未来の市町村長の立場で政策提言を考える

—未来ワークショップ手法の展開—



IV 今後の運営について

宝くじの売上が低減傾向にあること、また、近年続いている超低金利等の影響による利息収入の減少により、財政規模の小さい当協会には今後も厳しい運営状況が続くことが見込まれます。

一方、人口減少や防災対策、地方創生など市町村振興のための支援は、ますます重要となってきます。

このような中ではありますが、設立目的に沿うよう、各事業及び運営に工夫しながら取り組みたいと考えています。

当せん者エピソード

宝くじ こぼれ話

メール配信で知った7億円当せん 妹のスマホで再度確認して一安心

手元の新聞で宝くじの当せん番号調べをして、高額当せんを知った瞬間、多くの人が大あわて。「新聞の番号が間違っているのでは…」などと考え、駅前の売店などで何種類もの新聞を買い込んできて、番号調べをする人もいる。しかし、時代とともに、番号調べの方法も様変わり。再確認の方法も変わるようで…。

1 昨年の年末ジャンボ宝くじ（第770回全国自治宝くじ）で1等7億円を当てた京都府の会社員Bさん（41）の場合は、時代の先端

を行く方法で当せんを確認している。Bさんはスマホに当せん番号配信の登録をしており、抽せん日の大みそかに実家へ帰省。そのときに知らせが届いたような。すぐに番号調べをして当せんを知ったものの、なぜか不安。そばにいた妹のスマホで別のサイトでも当せん番号を確認。組番号、そして6ケタ番号とも一致しており「これで安心！」。

そのあとは、家族全員で盛り上がり、人生最高の大みそかをすごしたような。長男であるBさん。当せん金の使い道については「まず、実家を大きく建て直します。そして、妹たちが頻繁に來れるようにしたいです」ときっぱり。

さすが、お兄さん！



ご当地クーちゃん

二十世紀梨クーちゃん

当せん者エピソード

宝くじ こぼれ話

ベテランに思わぬ落とし穴 危機一髪！ 1等の後賞1億円

富山県に住む会社員Kさん（61）は30年来の宝くじファン。ジャンボのたびに100枚以上購入しており、抽せんとともに必ず番号調べをする。そして、宝くじ券を末等などの「当たり券」と「ハズレ券」に分けて売り場へ持参して、再度、番号調べをしてもらう。

1 昨年のハロウィンジャンボ宝くじ（第765回全国自治宝くじ）も100枚を購入。いつも通り、番号調べをして2つに分類。そして、換金に行こうと思ったら用事ができて、奥さんに依頼した。Kさんの指示通り、窓口

に提出した奥さんだが「ハズレ券」のチェック中に機械が停止。「アレ？」と思っていたら、係員から「銀行に行ってください」という指示。「いくらですか」と小声で聞いたら、なんと「1億円です」と。

帰宅して「結構、大きく当たっていたわよ」と奥さん。これを聞いて「10万円か？」とKさん。「ノー」と奥さん。「じゃあ100万円か？」とKさん。再び「ノー」と答えて「1億円」と報告。これで、びっくりのKさん。

当たったのは「1等の後賞」で、このため、番号調べで見逃してしまった…というしだい。ベテランらしからぬ大チョンボだが「ハズレをも番号調べしてもらう」という用心深さはベテランのワザ。まずは「メダシ、メダシ」だ。



ご当地クーちゃん

笹かまクーちゃん

宝くじ おもしろ話

75年ぶりに記録更新した 宝くじ抽せん会の観客数

日本政府発売の「第1回宝籤（くじ）」が発売されたのは昭和20年10月29日。今年は宝くじ誕生・75周年の記念イヤーだが、この第1回宝くじの抽せん会は同年11月12日に東京・日本橋の三越百貨店の1階踊り場で開催された。当日は午前10時20分から始まったが、このとき、会場に集まった観客は、翌朝の新聞によると、なんと5,000人。この観客動員数はその後ずっと破られることなく最高

記録だったが、それが近年、破られた。

平成29年7月に発売のサマージャンボ宝くじ（第723回全国自治宝くじ）と同宝くじのミニとプチ、計3つの宝くじの抽せん会は同年8月20日に東京・明治神宮野球場の特設ステージで午後6時32分から開催された。当日はこれに先立って、別会場の明治記念館で各宝くじの1等抽せんをそれぞれ1本ずつ残して各等級の抽せんを実施。そして、残る各宝くじの1等・1本の抽せんを夕暮れの野球場で実施した。この日は「神宮外苑花火大会」の日で、主催者発表によると野球場内には26,000人もの見物客が集まっていた。これだけの大観衆の前で宝くじの抽せんが行われたことは、いまだかつてない。

